

後期高齢者医療保険料の通知書を送付します

75歳以上・一定の障がいのある65歳以上の皆さんへ

7月上旬に、今年度の長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の保険料納入通知書を被保険者の皆さんにお送りします。年度の途中で75歳になる人は、そのつど納入通知書をお送りします。保険料は一人ひとりに賦課されます。

保険料の決まり方

年間保険料額 = 均等割額 + 所得割額 【50万円を限度とし、100円未満切捨て】

- ・所得割額 = (平成19年中の所得 - 33万円) × 所得割率(8.98%)
- ・均等割額 = 47,700円

4月1日以降に納付義務および資格の発生・消滅があるときは月割で計算します。

保険料の軽減制度があります

所得の低い人の負担を少なくするため、世帯の所得に応じて、7割・5割・2割の軽減制度があります。これは、各軽減適用世帯に対し、均等割額を軽減するものです。ただし、所得の申告をしていない世帯は、軽減を受けることができません。加入者は必ず申告をしてください。（無収入の人も申告が必要です）

保険料の納め方

介護保険料と同様に、普通徴収と特別徴収の2種類に分かれています。

特別徴収対象者・・・年金からの天引き

特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上の人
 介護保険料と後期高齢者医療保険料を併せた額が年金受給額の2分の1を超えない人
 国民健康保険に加入していた人で の条件を満たす人
 被用者保険の本人または被扶養者以外の人
 被用者保険だった人で、 の条件を満たす人は10月から特別徴収が開始されます。

普通徴収対象者・・・納付書・口座振替で保険料を納付

上記の特別徴収対象者以外の人
 年度の途中で75歳になった人、三豊市に転入した人

平成20年度の普通徴収納期限

第1期	7月31日(木)	第5期	12月1日(月)
第2期	9月1日(月)	第6期	12月25日(木)
第3期	9月30日(火)	第7期	2月2日(月)
第4期	10月31日(金)	第8期	3月2日(月)

「普通徴収」の口座振替について

納期限が口座振替日となります

後期高齢者医療制度は、4月から新たに始まった制度なので、口座振替による納付を希望する人は別途手続きが必要です。

口座振替で納付を希望する人は、納付書・通帳・通帳届出の印鑑を持って金融機関の窓口へお申し込みください。今まで国民健康保険税等を口座振替により納付していた人も同様に手続きが必要となります。

固定資産税のお知らせ

固定資産の異動があった場合には届け出を

家屋を新築・増築したときは？

税務課まで連絡してください。後日、市より家屋評価の日時調整の連絡を行い、家屋評価に伺います。間取りや仕上げの確認を行い評価額を算出して、翌年度より固定資産税が課税されます。

家屋を取り壊したとき、家屋の所有者が変わったときは？

家屋の全部、または一部を取り壊したときは、「家屋滅失届出書」を税務課または各支所市民サービス課へ提出してください。

また、売買・相続・贈与等により家屋の所有者が変更したときは、「名義人変更届出書」を提出してください。(登記している場合は除きます)

情報収集と正確な現状把握のため、ご協力をお願いします。

土地の使用状況が変わったときは？

家屋の用途変更で土地の使用状況が住宅用地から非住宅用地に、または非住宅用地から住宅用地に変わったときは、「住宅用地変更申告書」を提出してください。土地の税額が変わる場合があります。

住宅用地の用途または家屋面積が新築・増築・取り壊しにより変わった場合は、市条例により、その旨を申告しなければなりません。申告用紙は、税務課および各支所市民サービス課にあります。

～省エネ改修をした家屋の固定資産税が減額されます～

平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に、既存住宅の窓や壁等の断熱改修工事（外気と接するものの工事に限る / 工事費 30 万円以上）をした場合は、当該住宅に係る固定資産税が、改修工事の翌年度分に限り 3 分の 1 が減額されます。(減額対象床面積：1 戸当たり 120 m²相当分まで)

改修後 3 カ月以内に工事内容などを確認できる書類（工事費明細書、写真など）や、建築士などによる証明書を添付して税務課へ申告してください。要件等詳しくは税務課までお問い合わせください。

この減額措置の適用を受ける固定資産税は、新築住宅軽減、住宅耐震改修軽減を受けている場合は除きます。バリアフリー改修軽減とは併用して受けられません。

国民年金のお知らせ

7月は国民年金(短期年金)受給者の「所得状況届」の提出月です



国民年金（短期年金）を受給している人に、社会保険庁から「所得状況届」が送られてきますので、必要事項を記入し、市民課または各支所市民サービス課へ提出してください。この「所得状況届」により、毎年所得審査を行っています。

届出対象者

- ・ 20 歳になる前に、初診日のある傷病等による障害基礎年金や、障害福祉年金からの裁定替えにより障害基礎年金を受給中の人。
- ・ 母子（準母子）福祉年金からの裁定替えにより遺族基礎年金を受給中の人。
（年金コードが 6350・2650・2750・2850 の人です）

所得の申告をしていないと、年金の支給が一時停止されることがありますので、収入のない人も必ず申告をしてください。

平成 20 年 1 月 2 日以降に住所変更をした年金受給者は、平成 20 年 1 月 1 日に住民登録をしていた市町村で、平成 20 年度課税証明書（平成 19 年分所得）の交付を受けて、「所得状況届」と一緒に提出してください。

問い合わせ 市民課 73 - 3005
香川社会保険事務局善通寺事務所 年金給付課 0877 - 62 - 1661

介護保険料の通知書を送付します

65 歳以上の人の介護保険料

今年度の介護保険料は、7月に決定し納入通知書を被保険者の皆さんにお送りします。
年度の途中で65歳になる人は、そのつど納入通知書をお送りします。

保険料の決まり方

介護保険料は、基準額をもとに本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて6段階に分かれます。

前年所得が125万円以下の人で、平成17年度の税制改正の影響により保険料段階区分が上がった人は、負担額の急増を避けるため、平成18・19年度に引き続き平成20年度も保険料率を段階的に調整する激変緩和措置を設けています。

所得段階	対 象 者	保険料の算出方法	保険料(年額)
第1段階	生活保護の人・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	基準額 × 0.50	22,200 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と年金収入の合計が80万円以下の人	" × 0.50	22,200 円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	" × 0.75	33,300 円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	" × 1.00	44,400 円
	税制改正により第1段階から変更になった人	" × 0.83	36,900 円
	" 第2段階から変更になった人	" × 0.83	36,900 円
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	" × 1.25	55,500 円
	税制改正により第1段階から変更になった人	" × 1.00	44,400 円
	" 第2段階から変更になった人	" × 1.00	44,400 円
第6段階	" 第3段階から変更になった人	" × 1.08	48,000 円
	" 第4段階から変更になった人	" × 1.16	51,600 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	" × 1.50	66,600 円

三豊市の基準額は 年額 44,400 円 (月額 3,700 円 × 12 カ月) です。

保険料の納め方

特別徴収 と 普通徴収 の2種類に分かれています。



特別徴収 … 年金からの天引き (年6回)

対象者 年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)が年額18万円以上の人

納付方法 保険料は年金支給月(偶数月)に支給される年金から天引きされます。
前年度から引き続き特別徴収の人は、4・6・8月(仮徴収)と10・12・2月(本徴収)に区別します。
仮 徴 収 … 前年度の2月の保険料と同額または平準化調整額を天引きされます。
本 徴 収 … 前年分の所得や市民税の課税状況をもとに年間保険料を算出し、その額から4・6・8月に納めた保険料を除いた金額を3回に振り分け、年金から天引きされます。

普通徴収 … 納付書・口座振替で保険料を納付

対象者 年度途中で65歳になった人、三豊市に転入した人
平成20年4月1日現在、年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給してない人
年金が年額18万円未満の人
年金種類が老齢福祉年金・恩給等のみの人
年金が年額18万円以上だけど年金の受給権を担保に借り入れをしている人や、現況届を提出するのが遅れたため年金が差し止められた人
保険料額が年度の途中で変更になった人

納付方法 納付書または口座振替で納付してください。安全・便利な口座振替をお勧めします。
各納期限(口座振替日)は、月末(ただし12月は25日)です。納期は、7月から翌年2月までの年8回です。

